2　風力発電

⑴　風力発電設備であって、その出力が20kW未満のもの

その導入動向を踏まえながら、コスト低減を図りつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

⑵　風力発電設備であって、その出力が20kW以上のもの（⑶に掲げるものを除く。）

固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が、2030年までに８～９円／kWhとなることを目指す。

⑶　洋上風力発電設備であって、その出力が20kW以上のもの

その導入に向けた環境整備を進めつつ、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

3　水力発電（水力発電設備であって、その出力が30,000kW未満のもの）

当面の間は、流量調査等により開発に係るリスク低減を図り、新規地点の開発を促進する。また、新規地点の開発後は低コストでの発電が可能になることも踏まえ、技術開発により更にコスト低減等を図り、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

4　地熱発電

当面の間は、地熱発電設備の設置が見込まれる地点の周辺地域における関係者の理解促進や、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続の迅速化等により、大規模案件の開発を円滑化する。また、技術開発等により開発に係るリスク低減及びコスト低減を図り、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

5　バイオマス発電

バイオマスの集材の効率化等の関連施策と連携を進めながら、固定価格買取制度からの中長期的な電源自立化を目指す。

**附　則**

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

**○経済産業省告示第三十七号**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を次のとおり指定し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月十四日　　経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項に規定する同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第四号に掲げる設備の区分等とする。

# 官　庁　報　告

## 官　庁　事　項

### 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表）の一部を平成29年２月23日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 29 年３月 14 日　　農林水産大臣　山本　有二

第２の１の⑸及び⑹を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。

まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、2015年の資源量は135万トンである。親魚量から資源水準は中位と判断され、また、過去５年間（2011年～2015年）の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断されるが、北西太平洋公海での外国漁船による採捕の影響も懸念されることから、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の2015年の資源量は77万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去５年間（2011年～2015年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。ごまさば太平洋系群の2015年の資源量は44万トンで、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去５年間（2011年～2015年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば東シナ海系群の2015年の資源量は10万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去５年間（2011年～2015年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

⑹　するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～３月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2016年の資源量は33.4万トンであり、資源尾数から資源水準は低位、過去５年間（2012年～2016年）の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群の2016年の資源量は90.6万トンであった。資源量から資源水準は中位、過去５年間(2012年～2016年)の資源量の推移から動向は減少と判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

第３の２の⑸及び⑹を次のように改める。

⑸　まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、資源を維持若しくは増大することを基本方向として管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、平成27年７月に設立された北太平洋漁業委員会（ＮＰＦＣ）等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさば及びごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。